

健康増進法施行令の一部を改正する政令案等について（概要）

1. 改正の趣旨

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）、健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 81 号）等について、改正法で政省令に委任している事項の規定及びその他所要の改正等を行うもの。

2. 改正の内容

（1） 健康増進法施行令の一部を改正する政令案

① 特定施設の対象

改正法第 2 条による改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「第 2 条新法」という。）第 25 条の 5 の規定に基づき原則敷地内禁煙となる第 25 条の 4 第 4 号イで規定する特定施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である 20 歳未満の者、患者、妊婦が主たる利用者である以下の施設とする。

- ・ 学校教育法第 1 条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。）その他 20 歳未満の者が主として利用する教育施設等
- ・ 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局
- ・ 介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター
- ・ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設並びに無認可児童福祉施設
- ・ 母子保健法に規定する母子健康包括支援センター
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
- ・ 法務省設置法に規定する少年院及び少年鑑別所

② その他所要の規定の整備を行う。

(2) 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令案

① 喫煙目的施設の要件

改正法第3条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。以下「第3条新法」という。）第28条第7号に規定する喫煙を主目的とする施設の要件は以下のとおりとする。

i 公衆喫煙所

・ 施設の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること

ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等

・ たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること

・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること

iii 店内で喫煙可能なたばこ販売店

・ たばこ又は喫煙器具の販売（たばこについては、対面販売に限る。）をしていること

・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと

② 帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設

第3条新法第35条第6項の規定に基づき、帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設は、①のii又はiiiに掲げる要件に該当する施設とする。

③ 望まない受動喫煙を防止するための措置に係る適用除外の場所

第3条新法第40条第1項第3号の規定に基づき、屋内禁煙等の措置の適用除外となる場所は、以下のとおりとする。

・ 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所

・ 宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所

④ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令案

① 特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置

i 第2条新法第25条の4第5号の規定により特定施設の屋外の場所のうち、喫煙をすることができる場所（以下「特定屋外喫煙場所」という。）に掲げることとされている標識は、標識に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。

ii 特定屋外喫煙場所で必要となる措置は、以下のとおりとする。

ア 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する

こと

イ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

※ 上記のほか、第2条新法第25条の4第5号の規定に基づき、喫煙をすることができる場所が区画されていることが必要

② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

敷地内禁煙とされている施設以外の施設等の屋内又は内部に専ら喫煙をすることができる場所（第3条新法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいい、以下「喫煙専用室」という。）、喫煙をすることができる場所（同法第35条第3項第1号に規定する喫煙目的室又は改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた第3条新法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいい、以下それぞれ「喫煙目的室」又は「喫煙可能室」という。）又は指定たばこ（改正法附則第3条第1項に規定する「指定たばこ」をいう。以下同じ。）のみの喫煙をすることができる場所（改正法第3条第1項の規定により読み替えられた第3条新法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいい、以下「指定たばこ専用喫煙室」という。）を定めようとする場合における第3条新法第33条第1項、同法第35条第1項、改正法第2条第1項により読み替えられた第3条新法第33条第1項又は改正法第3条第1項により読み替えられた第3条新法第33条第1項に規定するたばこ（指定たばこ専用喫煙室においては、指定たばこ。）の煙の流出防止に係る技術的基準は以下のとおりとする。

i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること

ii たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁、天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする

※2 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設（改正法の施行の際、現に存在している飲食店等をいう。以下同じ。）においては、店舗内の全体の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、壁、天井等によって区画されていることとする

※3 施行時点に既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあっては、たばこの流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける

③ 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識等

第3条新法第33条第2項若しくは第3項、同法第35条第2項若しくは第3項、改正法第2条第1項により読み替えられた第3条新法第33条第2項若しくは第3項又は改正法第3条第1項により読み替えられた第3条新法第33条第2項若しくは第3項の規定に基づき、喫煙専用室、喫煙目的室、喫煙可能室又は指定たばこ専用喫煙室（以下「喫煙専用室等」という。）を設置した場合に喫煙専用室等の出入口及び施設等の出入口に掲示する標識については、各標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

④ 喫煙目的室設置施設の管理権原者が備えなければならない帳簿の記載事項

第3条新法第35条第6項の規定に基づき、喫煙目的室設置施設（喫煙を主目的とするバー、スナック等及び店内で喫煙可能なたばこ販売店に限る。）の管理権原者が備えなければならない帳簿の記載事項は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報とする。

⑤ 喫煙可能室設置施設の管理権原者が備えなければならない書類

改正法附則第2条第3項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設（既存特定飲食提供施設において、喫煙可能室を設置した施設をいう。以下同じ。）の管理権原者が備えなければならない書類は、次のとおりとする。

- i 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
- ii 喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合には、当該会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料

⑥ 喫煙可能室設置施設の届出

- i 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室を設置した場合は、喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶（以下「旅客運送事業鉄道等車両等」という。）に所在するものを除く。）にあっては、当該喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に、喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地。）の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出るものとする。
 - ・ 喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものを除く。）にあっては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
 - ・ 喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）にあっては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能

室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他
これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、
番号、記号その他の符号

- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、
喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び
代表者の名前）

- ii 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、届出内容に変更がある場合及び
喫煙可能室を廃止することとした場合は、都道府県知事に届け出るもの
とする。

※1 当該届出をしない限り、喫煙可能室設置施設に該当しないとい
う
ものではない

※2 当該届出は、この省令の施行前においても行うことができる

- ⑦ その他所要の規定の整備を行う。

- (4) 健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項に基づき厚生労働大
臣が指定するたばこ（案）

改正法附則第3条第1項の規定に基づき、たばこから発生した煙が他人の
健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣
が指定するものは、加熱式たばことする。

3. 根拠条文

(1)の規定 第2条新法第25条の4第4号イ

(2)の規定 第3条新法第28条第7項、第35条第6項及び第40条第1項第
3号

(3)の規定 第2条新法第25条の4第5号、第3条新法第33条第1項、第2
項及び第3項、第3条新法第35条第1項、第2項、第3項及び第
6項、改正法附則第2条第1項、第3項並びに同法附則第3条第1
項

(4)の規定 改正法附則第3条第1項

4. 施行期日

(1)及び(3)①の規定 平成31年7月1日（予定）

(2)、(3)②から⑦まで及び(4)の規定 平成32年4月1日

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
(予定)
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

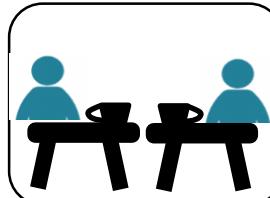
既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100m²以下

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

屋内禁煙



喫煙専用室設置(※)



加熱式たばこ専用の 喫煙室設置(※)



or

室外への煙の流出防止措置



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)

※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
①喫煙可能な場所である
旨の掲示を義務づけ
②客・従業員ともに
20歳未満は立ち入れない

経営判断等

2020年
4月1日
施行

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙目的施設

○ 施設内で喫煙可能(※)

喫煙を主目的とする施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

2019年
1月24日
(予定)
施行

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

改正健康増進法の施行期日について（案）

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。



標識の具体的イメージ図（喫煙専用室）

① 喫煙専用室標識



② 喫煙専用室設置施設等標識



標識の具体的イメージ図（指定たばこ専用喫煙室）

③ 指定たばこ専用喫煙室標識



④ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



標識の具体的イメージ図（喫煙目的室）

⑤ 喫煙目的室標識



喫煙目的室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

⑥ 喫煙目的室設置施設標識



喫煙目的室あり

**Smoking room
available**

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

標識の具体的イメージ図（喫煙可能室）

⑦ 喫煙可能室標識



⑧ 喫煙可能室設置施設標識

